

水 道 料 金 ・ 下水道使用料 料 金 表 （ 2ヶ月当り ）

用 途	水 量		水 道 料 金（税込）		下水道使用料（税込）	
一般用	0m ³		基本料金	1,672円00銭	基本料金 (20m ³ まで)	3,234円00銭
	1m ³ から 20m ³ まで	従量料金 (1m ³ につき)	62円70銭	超過料金 (1m ³ につ き)		
	21m ³ から 80m ³ まで		158円40銭			
	81m ³ から 200m ³ まで		163円90銭			
	201m ³ から 400m ³ まで		169円40銭			
	401m ³ から 1,000m ³ まで		174円90銭			
	1,001m ³ 以上		180円40銭			
団体用	0m ³ から 40m ³ まで	基本料金	5,874円00銭			
	41m ³ 以上	超過料金 (1m ³ につき)	178円20銭			
浴場用	0m ³ から 200m ³ まで	基本料金	26,400円			
	201m ³ 以上	超過料金 (1m ³ につき)	132円00銭			
共用栓	0m ³ から 20m ³ まで	基本料金	2,926円80銭			
	21m ³ 以上	超過料金 (1m ³ につき)	158円40銭			
臨時用	1m ³ につき				206円80銭	
消火栓を公共の用以外のための臨時給水を行うために使用する場合			1栓10分間	1,320円		

◆料金の算出方法

上下水道料金＝基本料金＋従量料金・超過料金〔(使用水量－基本水量)×従量料金・超過料金区分ごとの単価〕

※料金に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てになります。

◆公共下水道の汚水量の認定方法

汚 水 種 類	認 定 水 量 （2ヶ月分まとめてのご請求となります）
① 町の水道水のみを使用している場合	町の水道使用水量
② 井戸水のみを使用している場合※	一人につき1ヶ月6m ³ (工場や店舗等で井戸に量水器を設置している場合は、検針水量)
③ 井戸水と町の水道水を併用でを使用している場合※	一人につき1ヶ月4m ³ ＋ 町の水道使用水量 (工場や店舗等で井戸に量水器を設置している場合は、検針水量＋町の水道使用水量)

※ ②・③ 【注意】

井戸水使用世帯では、人数で料金が決まります。家族の人数に増減があったときは、下水道課までご連絡ください。

・下水道使用料不服申立

通知された下水道使用料に不服があるときは、通知の交付を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に壬生町長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内(ただし、正当な理由がある場合は、この限りではありません。)に壬生町を被告として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき